子どもの貧困対策早期発見支援ガイドブック作成業務委託 仕様書

1 事業名称

子どもの貧困対策早期発見支援ガイドブック作成業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

本市の指定する場所

4 事業目的

子どもの貧困問題は家庭の中に隠れてしまいやすく、また、複雑な問題が絡み合っているという特徴がある。そのため、日頃から子どもと接する機会の多い、小・中学校の教諭、保育士、子ども・子育て支援事業関係者など(以下、「支援者」という。)については、幅広い知識や経験が必要とされ、普段から子どもや保護者の変化等への気づきが重要であるが、現在支援者側へのサポート(特に情報提供の量)が少ない状況にある。また貧困状況にある子どもやその家族の一部には、必要な支援制度を知らない、積極的に利用したがらない等の状況も見られ、支援者側からのアプローチが一層求められている。このような状況のなか、本事業の目的は、支援者向けのガイドブックを作成し、活用して頂くことで、支援者からのアプローチの強化を図り、貧困対策支援に繋げることである。また、支援者以外の方にも本ガイドブックを活用して頂くことで、貧困問題の理解促進と、その解決を図るものである。

5 事業内容

(1) 原稿作成・編集・校正

ア ガイドブック作成にあたり、受託者はその掲載内容の原稿作成・編集を 行う。また、本市職員立ち合いのもと、関係団体にヒアリングを実施し、 その内容を踏まえること。

特に以下の点について、企画提案すること。

- ・子どもの貧困の概念
- ・貧困に起因する将来の影響
- ・子どもの貧困は見えにくい点
- ・松戸市の子どもたちの現状

- ・子ども及び保護者の貧困のシグナルに気づく視点
- ・松戸市で行っている相談
- ・松戸市で行っている貧困対策
- ・松戸市子ども食堂の情報
- ・地域に求められる支援
- イ 委託者が提供した、又は受託者が収集した行政情報のデータ・写真・図版・イラストのデータ編集(デザイン・レイアウト含む。)
- ウ 表紙及び裏表紙デザインの作成
- エ 編集にあたっては、次の点に留意すること。
 - ・ガイドブック作成の目的を十分に理解し、当該目的にかなった内容となるよう編集を行うこと。
 - ・読みやすくかつ手に取ってもらいやすい見栄えのあるデザインとすること。
 - ・法改正に対応するなど、掲載内容については編集時における最新のものとすること。
- オ 校正は3回以上実施すること
 - ・初校については受託者(専門の校正担当者)による確認ができ次第、順次委託者に提供すること。
 - ・校正の際、誤字脱字の有無の確認のほか、表記方法や表記文字について、全体的に統一されていることを確認すること。

(2) 印刷製本

判型 A5判

製本 針金中綴じ

部数 15,000部

頁数 32頁(表紙4頁+本文28頁)

刷色 4色印刷(フルカラー)

校正 3回

材質 マットコート

(写真は委託者・受託者双方で所有するものを活用する。)

その他 デザイン・レイアウト作業有 用語の統一等の校正の補助業務あり

(3)納品

- ①納品時期 令和5年1月までに本市が指定する場所へ納品すること。詳細については別途協議のうえ決定する。
- ②納品場所 松戸市役所子ども政策課子どもの未来応援担当室

6 業務分担

業務内容を踏まえ、業務分担は以下のとおりとする。

項目	内容	市	事業者
編集	全体企画	0	0
	データ提供・収集	0	0
	データ編集(デザイン・レイアウト等)		0
	原稿の構成・チェック		0
印刷・製 本	印刷・製本作業		0
納品	完成品の検品	0	
	完成品の決められた場所への納 品		0

7 成果品

・子どもの貧困対策早期発見ガイドブック

15,000部

・子どもの貧困対策早期発見ガイドブックデータ 関連資料データー式

CD-R1枚

8 成果品の著作権等

・成果品の著作権は、全て本市に帰属するものとし、本市が複写、ホームページへの掲載、増刷等を行い、公表できるものとすること。原稿の中に著作権にかかる記載がある場合は、その使用に必要な手続きを受託者がとるものとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 実施体制

契約期間中は、本市との連絡調整担当者を配置すること。本業務の進捗状況報告や意見交換などを定期的に行い、必要に応じて議事録を作成すること。

(2)業務の一括再委託の禁止

業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。また、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

(3) 守秘義務

事業者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に

漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、松戸市 個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が 終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

10 その他

本業務の実施について、社会通念上、通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。本仕様書に記載されていない 事項や、疑義を生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。